

研究開発評価実施要領

17農会第1740号
平成18年4月17日
農林水産技術会議事務局長

最終改正
20農会第572号
平成20年8月1日

第1 趣旨

農林水産省における研究開発評価に関する指針（平成18年3月30日農林水産技術会議決定）（以下「評価指針」という。）第3に掲げる農林水産研究基本計画の検証・評価、第4に掲げる研究制度評価、第5に掲げる委託プロジェクト研究の研究課題評価、第7に掲げる追跡調査・検証の実施に際しては、同指針に定めるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 農林水産研究基本計画の検証・評価

1 検証の対象及び実施時期

- ① 農林水産研究の重点目標の検証は、前年度の研究開発を対象として、原則として毎年度10月末までに実施するものとする。
- ② 農林水産研究に関する施策の検証は、当該年度の施策を対象として、原則として毎年度3月末までに実施するものとする。

2 検証の方法

（1）農林水産研究の重点目標の検証

- ① 評価指針第3の4の（1）の①に基づき実施する農林水産研究の実施状況の整理は、農林水産省の研究資金（独立行政法人への運営費交付金、委託プロジェクト研究、競争的資金による研究等）を活用した研究開発中心に実施する。
- ② 農林水産研究の重点目標の検証は、技術政策課の総括の下、該当する研究開発を担当する課、研究開発官等が行うものとする。

（2）農林水産研究に関する施策の検証

農林水産研究に関する施策の検証は、技術政策課の総括の下、施策の担当課が行う。

第3 研究制度評価

1 評価の対象及び評価の時期

(1) 事前評価

評価の対象は、新規に予算要求を予定している研究制度及び実施中の研究制度のうち新たに又は見直して開始しようとする部分とするが、以下に該当するものは除く。評価は、概算要求を提出するまでに実施する。

ア 中間評価の結果を踏まえて開始するもの

イ 予算の単なる大きくくり化によるもの

ウ 制度内容の変更を伴わず単に制度規模の拡大に伴い経費が増加するもの

(2) 中間評価

評価の対象は、5年以上継続している研究制度とし、評価は、研究制度の性格を勘案しつつ、制度開始又は前回の中間評価から5年間が経過する時点の前に実施するものとする。

(3) 事後評価

評価の対象は、終了した研究制度とし、評価は、原則として、研究制度が終了した次の年度に実施するものとする。ただし、終了予定の研究制度を踏まえて、新たな研究制度を創設する場合には、終了する研究制度の事後評価は、新たな研究制度の事前評価と併せて行うものとする。

2 評価の方法

① 評価指針第4の4の①に基づき農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）が定める評価項目及び評価基準は別表1を原則とする。

② 評価指針第4の4の②に基づき実施する研究制度の概要資料の作成及び自己評価は、技術政策課の総括の下、研究制度の担当課が実施する。

第4 委託プロジェクト研究の研究課題評価

1 評価の対象及び評価の時期

(1) 事前評価

評価の対象は、新規に予算要求を予定している委託プロジェクト研究及び実施中の委託プロジェクト研究の中で新規に予算要求を予定している課題とするが、以下に該当するものは除く。また、評価は、概算要求を提出するまでに実施する。

ア 委託プロジェクト研究開始時の計画において開始が予定されていたもの

イ 中間評価の結果を踏まえて開始するもの

ウ 予算の単なる大きくくり化によるもの

エ 全体計画の前倒し及び研究規模の拡大に伴い経費が増加するもの（ただし、拡大した部分の事業費が10億円を超えるものを除く）

(2) 中間評価

評価の対象は、5年以上の研究期間を有する委託プロジェクト研究とし、評価は、当初の研究計画の構成や研究の実施状況も勘案しつつ、研究開始又は前回の中間評価から2～4年間が経過する時点の前に実施するものとする。なお、5年間のプロジェクト研究については、原則として研究開始から2年間が経過する時点の前に評価を実施するものとする。

(3) 事後評価

評価の対象は、研究期間が終了する委託プロジェクト研究及び1年前倒しに評

価を実施することが適当と考えられる委託プロジェクト研究（委託プロジェクト研究毎にその円滑な推進を図るために開催される会議において適当と認められたもの）とし、評価は、原則として研究期間が終了する時点の前に実施するものとする。

2 評価の方法

(1) 事前評価

- ① 事前評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2を原則に実施するものとする。
- ② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究の概要資料の作成及び自己評価は、技術政策課長の総括の下、委託プロジェクト研究を担当する研究開発官（以下「担当研究開発官」という。）が、原則として、以下の方法により実施するものとする。
 - ア 担当研究開発官は、予算要求を行う委託プロジェクト研究の概要資料及び自己評価案を作成するものとする。この際、必要に応じ外部専門家又は外部有識者（以下「外部専門家等」という。）からの意見聴取を実施するものとする。
 - イ 準備委員会（「委託プロジェクト研究の実施について」（平成18年2月23日付け17農会第1466号農林水産技術会議事務局長通知。以下「研究実施通知」という。）第5に定めるプロジェクト研究準備委員会をいう。以下同じ。）は、自己評価案について、その妥当性を検討し、自己評価の修正に関する意見を取りまとめるものとする。
 - ウ 担当研究開発官は、準備委員会の意見を踏まえ、自己評価結果を決定するものとする。
- ③ 事務局長は、評価指針第5の4の④についての必要な事務手続きを行うものとする。

(2) 中間評価

- ① 中間評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2を原則に実施するものとし、委託プロジェクト研究を構成する個々の研究課題について、研究実績等を確認するとともに継続の適否を検討し、以後実施する研究課題を適切なものとするよう留意するものとする。
- ② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究の概要資料の作成及び自己評価は、技術政策課長の総括の下、担当研究開発官が、原則として、以下の方法により実施するものとする。
 - ア 担当研究開発官は、受託研究者に研究成果等の報告を求め、研究の概要資料及び自己評価案を作成するものとする。
 - イ 運営委員会（研究実施通知第7に定めるプロジェクト研究運営委員会をいう。以下同じ。）は、自己評価案について、その妥当性を検討し、自己評価の修正に関する意見を取りまとめるものとする。この際、必要に応じ、受託研究者に出席を求めるものとする。
 - ウ 担当研究開発官は、運営委員会の意見を踏まえ、自己評価結果を決定するものとする。

エ 運営委員会が設置されていない場合には、3名以上の外部専門家等からの意見聴取を実施し、それらの意見を踏まえ、担当研究開発官が自己評価結果を決定するものとする。

- ③ 事務局長は、評価指針第5の4の④についての必要な事務手続きを行うとともに、その内容を研究実施主体に通知するものとする。

(3) 事後評価

- ① 事後評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2を原則に実施するものとする。

- ② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究の概要資料の作成及び自己評価は、技術政策課長の総括の下、担当研究開発官が、原則として、以下の方法により実施するものとする。

ア 担当研究開発官は、受託研究者に研究成果等の報告を求め、研究の概要資料及び自己評価案を作成するものとする。

イ 運営委員会は、自己評価案について、その妥当性を検討し、自己評価の修正に関する意見を取りまとめるものとする。

ウ 担当研究開発官は、運営委員会の意見を踏まえ、自己評価結果を決定するものとする。

エ なお、運営委員会が設置されていない場合には、3名以上の外部専門家等からの意見聴取を実施し、それらの意見を踏まえ、担当研究開発官が自己評価結果を決定するものとする。

- ③ 事務局長は、評価指針第5の4の④についての必要な事務手続きを行うとともに、その内容を研究実施主体に通知するものとする。

第5 追跡調査・検証

1 調査・検証の対象及び実施時期

追跡調査・検証の対象は、独立行政法人により「普及に移しうる成果」とされたもの、研究課題評価において「実用化しうる技術」とされたもの等のうち、原則として成果の公表から1年以上6年未満のものとする。調査・検証は、原則として毎年度10月末までに実施するものとする。

2 調査・検証の方法

- ① 追跡調査・検証は、技術政策課の総括の下、成果を出した研究開発を担当する課及び研究開発官並びに成果を出した独立行政法人の所管課が行うものとする。

- ② 事務局が研究開発の委託、補助等を実施する際には、委託契約書等に追跡調査の実施に関する規定を設ける等の措置を取り、調査・検証の円滑な実施を図るものとする。

第6 評価結果等の公表

事務局長は、第1から第4までの検証・評価結果等について、評価専門委員会において、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得等に配慮して、非公開とすべきと決

定された資料を除き、評価指針第9に基づき公表するものとする。

別表 1

研究制度評価の評価項目及び評価基準

| | 評価項目（注1） | 評価項目に含まれる事項（注2） | 評価基準 |
|------|--|--|-----------------------------------|
| | | | |
| 事前評価 | 1. 農林水産業・食品産業、国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業・食品産業のニーズからみた重要性 ・ 国民生活のニーズからみた重要性 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 2. 国が関与して研究制度を推進する必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政施策との連携、国の基本計画等との関係の明確性 ・ 他の制度との役割分担から見た必要性 ・ 次年度に着手すべき緊急性 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 3. 研究制度の目標の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究制度の目標の明確性 ・ 目標とする水準の妥当性 ・ 目標達成の可能性 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 4. 研究制度の仕組みの妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の対象者の妥当性 ・ 進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性 ・ 投入される研究資源の妥当性 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 5. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会・経済への効果（農林水産業の発展、新たな市場の開拓、地域への貢献、知的財産の形成、人材育成等）の明確性 ・ 研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等） | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 〔総括評価基準〕 1～5の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。 A：研究制度は重要であり、内容は適切 B：研究制度は重要であるが、制度の仕組み等の内容見直しが必要 C：研究制度は不適切 | | |
| 中間評価 | 1. 研究制度の目標の達成度及び今後の達成可能性等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究制度の目標の達成度 ・ 目標の今後の達成可能性 ・ 論文、特許、普及に移しうる成果等の実績 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 2. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会・経済への効果（農林水産業の発展、新たな市場の開拓、地域への貢献、知的財産の形成、人材育成等）の明確性 ・ 研究成果の活用実績及び活用方法の明確性（行政施策への貢献、事業化・実用化を進める仕組み等） | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 3. 研究制度運営方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 進行管理（研究課題の選定手 | S：非常に高い |

| | | | |
|------|---|--|---|
| | の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 続き、評価の実施等)の妥当性 ・ 投入される研究資源の妥当性 | A : 高い B : やや低い C : 低い |
| | 4. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究制度の必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業・食品産業、国民生活等のニーズから見た研究制度の重要性 ・ 国が関与して研究制度を推進する必要性 | S : 非常に高い A : 高い B : やや低い C : 低い |
| | 〔総括評価基準〕 1～4の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。 S : 研究制度は予想以上の成果をあげており、高く評価できる。 A : 研究制度は適切に運営・管理されており、継続することは妥当である。 B : 研究制度は見直しが必要である。 C : 研究制度は中止すべき。 | | |
| 事後評価 | 1. 研究制度の目標の達成度等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究制度の目標の達成度 ・ 論文、特許、普及に移しうる成果等の実績 | S : 非常に高い A : 高い B : やや低い C : 低い |
| | 2. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会・経済への効果(農林水産業の発展、新たな市場の開拓、地域への貢献、知的財産の形成、人材育成等)の明確性 ・ 得られた研究成果の活用実績 ・ 研究成果の活用方法の明確性(行政施策への貢献、事業化・実用化の見通し等) | S : 非常に高い A : 高い B : やや低い C : 低い |
| | 3. 研究制度運営方法の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 進行管理(研究課題の選定手続き、評価の実施等)の妥当性 ・ 投入された研究資源の妥当性 | S : 非常に高い A : 高い B : やや低い C : 低い |
| | 4. 研究制度の意義 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究制度の科学的、社会・経済的意義 | S : 非常に高い A : 高い B : やや低い C : 低い |
| | 〔総括評価基準〕 1～4の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。 S : 研究制度は予想以上の成果をあげた。 A : 研究制度は概ね目的を達成した。 B : 研究制度は目的の達成がやや不十分であった。 C : 研究制度は目的の達成は不十分であった。 | | |

(注1) 各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は以下のとおり。

- ・ 事前評価では必要性は1及び2、効率性は4、有効性は3及び5
- ・ 中間評価では必要性は4、効率性は3、有効性は1及び2
- ・ 事後評価では必要性は4、効率性は3、有効性は1及び2

(注2) 研究制度内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

別表 2

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準

| | 評価項目（注1） | 評価項目に含まれる事項（注2） | 評価基準 |
|------|--|---|-----------------------------------|
| | 事前評価 | 1. 農林水産業・食品産業、国民生活のニーズ等から見た研究の重要性 | |
| | 2. 国が関与して研究を推進する必要性 | <ul style="list-style-type: none"> 行政施策との連携、国の基本計画等との関係の明確性 次年度に着手すべき緊急性 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 3. 研究目標の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> 研究目標の明確性 目標とする水準の妥当性 目標達成の可能性 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 4. 研究計画の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> 投入される研究資源の妥当性 研究推進体制、課題構成、実施期間の妥当性 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 5. 研究が社会・経済等に及ぼす効果の明確性（注3） | <ul style="list-style-type: none"> 社会・経済への効果を示す目標（アウトカム目標）の明確性 研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化の見通し等） 他の研究への波及可能性 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | <p>〔総括評価基準〕</p> <p>1～5の観点を踏まえ、プロジェクト研究全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：プロジェクト研究は重要であり、内容は適切</p> <p>B：プロジェクト研究は重要であるが、内容の見直しが必要</p> <p>C：プロジェクト研究は不適切</p> | | |
| 中間評価 | 1. 研究目標の達成度及び今後の達成可能性等 | <ul style="list-style-type: none"> 研究目標の達成度 研究目標の今後の達成可能性 論文、特許、普及に移しうる成果等の実績 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 2. 研究が社会・経済等に及ぼす効果の明確性 | <ul style="list-style-type: none"> アウトカム目標達成の可能性 研究成果の活用実績及び活用方法の明確性（行政施策への貢献、事業化・実用化の見通し等） 他の研究に及ぼす波及効果 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 3. 研究推進方法の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> 研究課題の妥当性（以後実施する研究課題構成が適切か等） 研究計画（的確な見直しが行われているか等）の妥当性 研究推進体制の妥当性 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |

| | | | |
|---|--|---|-----------------------------------|
| | | ・ 投入される研究資源の妥当性 | |
| | 4. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究の必要性 | ・ 農林水産業・食品産業、国民生活等のニーズから見た研究の重要性 ・ 国が関与して研究を推進する必要性 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 〔総括評価基準〕 1～4の観点を踏まえ、プロジェクト研究全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。 S：プロジェクト研究は予想以上に進捗し、高く評価できる。 A：プロジェクト研究は順調に進捗しており、継続することは妥当である。 B：プロジェクト研究の見直しが必要である。 C：プロジェクト研究は中止すべき。 | | |
| 事後評価 | 1. 研究目標の達成度等 | ・ 研究目標の達成度 ・ 論文、特許、普及に移しうる成果等の実績 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 2. 研究が社会・経済等に及ぼす効果の明確性 | ・ アウトカム目標の達成度 ・ 得られた研究成果の活用実績 ・ 研究成果の活用方法の明確性(行政施策への貢献、事業化・実用化の見通し等) ・ 他の研究への波及可能性 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 3. 研究推進方法の妥当性 | ・ 研究計画(的確な見直しが行われてきたか等)の妥当性 ・ 研究推進体制の妥当性 ・ 投入された研究資源の妥当性 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 4. 研究成果の意義 | ・ 研究成果の科学的、社会・経済的意義 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 〔総括評価基準〕 1～4の観点を踏まえ、プロジェクト研究全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。 S：予想以上の成果をあげた。 A：概ね目的を達成した。 B：目的の達成がやや不十分であった。 C：目的の達成は不十分であった。 | | |
| 注：1年前倒して事後評価を行った場合には、次期プロジェクトへの発展についても次の2段階で評価を行う。 a：次期プロジェクトへ発展させることは適当 b：次期プロジェクトへ発展させることは不適当 | | | |

(注1) 各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は以下のとおり。

- ・ 事前評価では必要性は1及び2、効率性は4、有効性は3及び5
- ・ 中間評価では必要性は4、効率性は3、有効性は1及び2
- ・ 事後評価では必要性は4、効率性は3、有効性は1及び2

(注2) 研究内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

(注3) 基礎的・基盤的研究等については、他の研究への波及効果及びそれらの研究を通じてもたらされる社会・経済等に及ぼす効果について評価を行う。